

岩手県告示第 585 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 2 に規定する養殖業に係る次の加入区及び養殖業の区分について、同法第 125 条の 6 第 3 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により、同条第 3 項の規定による届出を審査した結果、同法第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合すると認める。

平成 19 年 7 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	養殖業の区分
鍬ヶ崎加入区	ほたて貝養殖業